

# 山口県報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)

## 目次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………二

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(健康増進課)……………三

教委規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則……………四



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第二十八号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第十四号イ中「総務部職員厚生課長」を「総務部給与厚生課長」に改め、同号八中「勤続期間が六月未満の」を削る。

第十条第三号中トを削り、チをトとし、リを削り、又をチとし、ルからワまでをりからルまでとする。

第二十九条第四項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号。以下この号において「法」という。)に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当(以下この号において「手当」という。)の支給に関する事務

この号において障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)を「省令」という。

イ 法第十七条又は第二十六条の二の規定に基づき、手当を支給すること。

ロ 法第十九条(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、受給資格の認定を行うこと。

ハ 法第二十条(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)(又は第二十一条(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、支給の制限をすること。

ニ 法第二十一条第一項(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、被災者の認定をすること。

ホ 法第二十二条第二項(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、手当の返還を命ずること。

ヘ 法第二十四条第一項(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、不正利得の全部又は一部を徴収すること。

ト 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第五条第二項の規定に基づき、法第十九条(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)(の規定による受給資格の認定をすること。

チ 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十一条の規定に基づき、手当の全部又は一部を支給しないこと。

リ 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十二条の規定に基づき、手当の支払を一時差し止めること。

又 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第五条の二の規定に基づき、支給期間及び支給期月を決定すること。

ル 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十六条において準用する児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三十一条の規定に基づき、手当の支払の調整を行うこと。

ヲ 法第三十六条第一項の規定に基づき、受給資格者に対し、必要な書類その他の物件を提出することを命じ、又は所属職員をして受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項について質問させること。

ワ 法第三十六条第二項の規定に基づき、重度障害児若しくは特別障害者に対し、指定する医師若しくは歯科医師の診断を受くべきことを命じ、又は所属職員をし

てその者の障害の状態を診断させること。  
力 法第三十七条の規定に基づき、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は必要な事項の報告を求めること。

ヨ 省令第二条又は第十五条の規定に基づき、障害児福祉手当認定請求書又は特別障害者手当認定請求書を受理すること。  
タ 省令第五条(省令第十三条第一項)省令第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)及び第十六条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、障害児福祉手当所得状況届又は特別障害者手当所得状況届を受理すること。

レ 省令第七条(省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、氏名変更届を受理すること。

ロ 省令第八条(省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、住所変更届を受理すること。

ツ 省令第九条(省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、受給資格喪失届を受理すること。

ネ 省令第十条(省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、死亡届を受理すること。

ナ 省令第十一条(省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、受給者の受給資格が喪失したときは、文書でその旨を通知すること。

第三十条第三項を削る。

第三十一条第二項第一号二、同項第二号へ、同項第三号へ及び同項第四号水中「当該吏員」を「当該職員」に改め、同号水中「第十六条」を「第六条」に改め、同項第五号水中「当該吏員」を「当該職員」に改め、同号水中「第十六条」を「第六条」に改め、同項第六号水、同項第八号イ及び同項第十号八中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第三十三条第二号中口をりとし、イを二とし、二の次に次のように加える。

ホ 法第九条の二第二項の規定に基づき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は所属職員に、必要な調査又は質問をさせること。

ヘ 法第九条の三第一項の規定に基づき、所属職員に、児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させること。

ト 法第九条の三第二項の規定に基づき、所属職員に、必要な調査又は質問をさせること。

チ 法第十一条第三項の規定に基づき、保護者に対し、同条第二項の指導を受ける

よう勧告すること。  
第三十三条第二号にイから八までとして次のように加える。

イ 法第八条の二第一項の規定に基づき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は所属職員に、必要な調査又は質問をさせること。  
ロ 法第八条の二第二項の規定に基づき、保護者に対し、必要な事項を告知すること。

ハ 法第八条の二第三項(法第九条の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、児童委員又は所属職員に、児童の住所又は居所への立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講じさせること。

第五十四条第三項第一号中(66)を(68)とし、(29)から(65)までを(31)から(67)までとし、(28)の次に次のように加える。

(29) 法第四十八条の十七第一項の規定に基づき、道路外利便施設所有者等との間に

において、利便施設協定を締結し、及び当該道路外利便施設の管理を行うこと。  
(30) 法第四十八条の十八第二項の規定に基づき、利害関係人からの意見書を受理すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十九号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「ホオジロ又は」を削り、同条第二項第一号中「第七条第十項」を「第七条第十一項」に改め、同項第二号中「第七条第十一項」を「第七条第十二項」に改め、同項第三号中「第七条第十二項」を「第七条第十三項」に改め、同項第四号中「第七条第十三項」を「第七条第十四項」に改める。

第三条の二(見出しを含む。)(中、別表第十四号の三八)を「別表第十四号の四八」に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

(条例別表第十四号の三二の規則で定める事務)

第三条の二 条例別表第十四号の三二の規則で定める事務は、母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第九条第二項の規定による交付をすることとする。

第五条(見出しを含む。)中「別表第十七号」の下に、「第十七号の二」を加える。第六条を次のように改める。

(条例別表第十九号又の規則で定める事務)

第六条 条例別表第十九号又の規則で定める事務は、森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号。次条において「省令」という。)第二十二條の十五の規定による認定をすることとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(条例別表第二十号ホの規則で定める事務)

第六条の二 条例別表第二十号ホの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 省令第二十二條の八第一項第五号の規定による届出を受理すること。

二 省令第二十二條の八第一項第六号の規定による届出を受理すること。

三 省令第二十二條の八第一項第七号の規定による届出を受理すること。

四 省令第二十二條の八第一項第八号の規定による届出を受理すること。

五 省令第二十二條の八第一項第九号の規定による届出を受理すること。

六 省令第二十二條の十一第一項第三号の規定による届出を受理すること。

七 省令第二十二條の十一第一項第四号の規定による届出を受理すること。

第九条(見出しを含む。)中「別表第三十三号ツ」を「別表第三十二号の三ツ及び第三十三号ツ」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「別表第三十三号の二」の下に、「第三十三号の三ケ、第三十三号の四ケ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(条例別表第三十四号の六チの規則で定める事務)

第十条の二 条例別表第三十四号の六チの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下この条において「省令」という。)第一条第三号の規定による認定をすること。

二 省令第四条第二項の規定による認定をすること。

三 省令第七条第一号の規定による決定をすること。

四 省令第七条第二号の規定による決定をすること。

五 省令第七条第三号の規定による認定又は決定をすること。

六 省令第七条第四号の規定による基準又は額の決定をすること。

七 省令第九条第二項の規定による決定をすること。

八 省令第十一条の規定による基準又は戸数の決定をすること。

九 省令第十五条第一号の規定による決定をすること。

十 省令第十六条の規定による決定をすること。

(条例別表第三十四号の八ネの規則で定める事務)

第十条の三 条例別表第三十四号の八ネの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百十五号。以下この条において「省令」という。)第一条第三号の規定による認定をすること。

二 省令第十四条第二号の規定による認定をすること。

三 省令第十五条の規定による決定をすること。

四 省令第十六条第二号ロの規定による認定をすること。

五 省令第十八条第二項の規定による決定をすること。

六 省令第二十条の規定による基準又は戸数の決定をすること。

七 省令第二十五条の規定による決定をすること。

八 省令第三十四条の規定による認定又は決定をすること。

第十一条第三項中「別表第三十五号ハ」を「別表第三十五号ニ」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例別表第三十五号ハの規則で定める書類は、クリーニング業法に基づく同法第六条の免許に関する事務に係る書類のうち知事が別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の表(一)の項中

|     |   |        |
|-----|---|--------|
| (2) | 一般診査  | 六百八十円  |
| ア   | 問診、聴打診、血圧測定及び尿検査  |        |
| イ   | 問診、聴打診、血圧測定、尿検査、<br>総コレステロール検査及び肝機能検査<br>(血清のGOT及びGPTを測定する<br>ものに限る。) | 千五百四十円 |
| (3) | 基本健康診査  | 四千二十円  |
| (4) | 末梢血液一般検査  |        |
| (2) | 末梢血液一般検査  |        |

に改める。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則

山口県の事務処理の特例に関する条例別表第三十五号八の教育委員会規則で定める書類を定める規則(平成十二年山口県教育委員会規則第十二号)の全部を改正する。(趣旨)

第一条 この規則は、山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第一二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 条例別表第三十四号の十八の教育委員会規則で定める事務( )  
第二条 条例別表第三十四号の十八の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 扶養手当に関する規則(昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号)第三条第一項の規定による求めをすること。

二 住居手当に関する規則(昭和四十九年山口県人事委員会規則第三十二号)第七条第一項の規定による届出を受理すること。

三 住居手当に関する規則第八条第一項の規定による確認及び決定又は改定をすること。

四 住居手当に関する規則第八条第二項の規定による記載をすること。

五 住居手当に関する規則第九条の規定による算定をすること。

六 住居手当に関する規則第十一条の規定による確認をすること。

七 通勤手当に関する規則(昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号)第三条第一項の規定による届出を受理すること。

八 通勤手当に関する規則第三条第二項の規定による届出を受理すること。

九 通勤手当に関する規則第四条第一項の規定による確認及び決定又は改定をすること。

十 通勤手当に関する規則第四条第二項の規定による記載をすること。

十一 通勤手当に関する規則第五条の規定による認定をすること。

十二 通勤手当に関する規則第十二条の規定による確認をすること。

十三 単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年山口県人事委員会規則第二号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。)(第七条第一項の規定による届出を受理すること。

十四 単身赴任手当規則第八条第一項の規定による確認及び決定又は改定をすること。

十五 単身赴任手当規則第八条第二項の規定による記載をすること。

十六 単身赴任手当規則第十条第一項の規定による確認をすること。

十七 単身赴任手当規則第十条第二項の規定による求めをすること。

(条例別表第三十五号二の教育委員会規則で定める書類)

第三条 条例別表第三十五号二の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる事務に係る書類のうち山口県教育委員会が別に定めるものとする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に基づく同法第二条第一項に規定する文化財の保護に関する事務

二 山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)に基づく同条例第二条第一号に規定する文化財の保護に関する事務

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷  
平成二十年三月三十一日発行

発行人

山口県庁  
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)